

社会福祉法人むくの会

## 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 むくの会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。（ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。… 「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。）

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

市内	1,000円
その他	1,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

市内	1,000円
その他	1,000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成25年11月1日から施行する。
2. 第4条は、平成29年4月1日から改定・施行する。
3. 第1条及び第3条は、令和7年4月1日から改定・施行する